

○大阪広域環境施設組合議会（定例会）会議録（令和8年2月5日）

○議事日程

令和8年2月5日 午後3時30分 開議

- 第1 議席の指定
- 第2 会期の決定
- 第3 副議長の選挙
- 第4 報告第1号 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について
- 第5 報告第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について
- 第6 報告第3号 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について
- 第7 議案第1号 令和7年度大阪広域環境施設組合一般会計補正予算（第3号）
- 第8 議案第2号 令和8年度大阪広域環境施設組合一般会計予算
- 第9 議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第10 議案第4号 アンモニア水の取得について
- 第11 議案第5号 公平委員会委員の選任について

~~~~~（以下 議決を要しない報告等）~~~~~

報告監8の第1号 令和7年度定期監査等結果報告の提出について

報告監8の第2号 例月出納検査結果報告の提出について

○出席議員 20人

|     |   |   |       |   |     |     |   |   |   |   |
|-----|---|---|-------|---|-----|-----|---|---|---|---|
| 1番  | 大 | 西 | しょういち | 君 | 11番 | 荒   | 木 |   | 肇 | 君 |
| 2番  | 岡 | 田 | あ     | 知 | 君   | 12番 | 鈴 | 木 | 理 | 恵 |
| 3番  | 野 | 上 | ら     | ん | 君   | 13番 | 太 | 田 | 勝 | 己 |
| 4番  | 金 | 子 | 恵     | 美 | 君   | 14番 | 井 | 上 |   | 浩 |
| 5番  | 今 | 村 | 直     | 人 | 君   | 16番 | 吉 | 村 | 拓 | 哉 |
| 6番  | 片 | 山 | 一     | 歩 | 君   | 17番 | 奥 | 田 | 信 | 宏 |
| 7番  | 上 | 田 | 智     | 隆 | 君   | 18番 | 村 | 川 | 航 | 介 |
| 8番  | 今 | 田 | 信     | 行 | 君   | 19番 | 松 | 井 | 育 | 人 |
| 9番  | 土 | 岐 | 恭     | 生 | 君   | 20番 | 福 | 本 | 健 | 一 |
| 10番 | 永 | 田 | 典     | 子 | 君   | 21番 | 水 | 原 | 慶 | 明 |

○欠席議員 1人

15番 南方 武 君

○職務のため出席した事務局職員

総務部総務課長代理 嶋 村 浩 一  
 総務部総務課担当係長 児 島 知 仁

## ○議場に出席した執行機関及び説明員

|              |           |
|--------------|-----------|
| 管理者職務代理者副管理者 | 大 松 桂 右   |
| 事務局 長        | 松 井 年 徳   |
| 総務部 長        | 村 山 昌 代   |
| 施設部 長        | 中 村 俊 一   |
| 総務部総務課 長     | 道 上 竜 太 郎 |
| 総務部経理課 長     | 川 崎 邦 夫   |
| 施設部施設管理課 長   | 藤 井 良 一   |
| 施設部建設企画課 長   | 成 瀬 新 吾   |
| 施設部工場建設担当課 長 | 竹 中 一 純   |
| 西淀工場 長       | 中 尾 友 行   |
| 平野工場 長       | 山 本 隆 起   |
| 東淀工場 長       | 豊 島 義 裕   |
| 八尾工場 長       | 澄 川 和 典   |
| 舞洲工場 長       | 雑 喉 礼 人   |

## 開 会

令和8年2月5日午後3時30分開会

○議長（鈴木理恵君） ただいまの出席議員が定足数に達しておりますので、これより、大阪広域環境施設組合議会令和8年第1回定例会を開会いたします。

## 開 議

○議長（鈴木理恵君） 本日の会議を開きます。

○議長（鈴木理恵君） この際申し上げます。本日の会議録署名議員に、片山一步君、上田智隆君の御両君を指名いたします。

○議長（鈴木理恵君） この際申し上げます。議事日程に記載のとおり、議決を要しない報告等が提出されておりますので、配付しております。

○議長（鈴木理恵君） 日程第1、議席の指定を行います。各議員の議席は、各議席に標示のとおりこれを定めます。

○議長（鈴木理恵君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

○議長（鈴木理恵君） お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木理恵君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（鈴木理恵君） 次に、日程第3、副議長の選挙

を行います。

○議長（鈴木理恵君） お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選で行いたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木理恵君） 御異議なしと認めます。よって、選挙方法につきましては、指名推選で行うことに決しました。

○議長（鈴木理恵君） お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名したいと存じますが、御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木理恵君） 御異議なしと認めます。よって、指名の方法については、議長において指名することに決しました。

○議長（鈴木理恵君） それでは、指名いたします。大阪広域環境施設組合議会副議長に、福本健一君を指名いたします。

○議長（鈴木理恵君） お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました福本健一君を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木理恵君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました福本健一君が大阪広域環

境施設組合議会副議長に当選されました。

○議長（鈴木理恵君） それでは、当選された福本健一君から、御挨拶をお願いいたします。

○副議長（福本健一君） ただいま皆様方の御支持によりまして大阪広域環境施設組合議会副議長の要職を担うこととなりました。まことに光栄に存じております。

微力な私ではありますけれども、皆様方の御指導、御鞭撻をいただきながら、議長の補佐役として精いっぱい努力をいたしまして、その責務を果たす所存でございます。

どうか皆様方におかれましては、今後とも特段の御協力を賜りますよう心からお願い申し上げまして、簡単ではございますが、副議長就任の御挨拶とさせていただきます。

○議長（鈴木理恵君） 次に、日程第4、報告第1号、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について、ないし日程第6、報告第3号、職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例急施専決処分報告についてを一括して議題といたします。

○議長（鈴木理恵君） 理事者の説明を求めます。

松井事務局長。

（事務局長松井年徳君、答弁席へ）

○事務局長（松井年徳君） それでは、まず、報告第1号、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について御説明申し上げます。本件は、特定任期付職員の給料月額を改定するとともに、期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正したものでございます。

次に、報告第2号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について御説明申し上げます。本件は、一般職員の給料月額を改定するため、条例の一部を改正したものでございます。

次に、報告第3号、職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について御説明申し上げます。本件は、一般職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正したものでございます。

報告第1号ないし報告第3号については、急施を要しましたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年12月3日付けで管理者において専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりまして御報告

申し上げるものでございます。

以上、報告第1号、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について、ないし報告第3号、職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について御説明いたしました。

何とぞよろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

（事務局長松井年徳君、自席へ）

○議長（鈴木理恵君） これより採決に入ります。

報告第1号ないし報告第3号について、一括して採決いたします。

○議長（鈴木理恵君） お諮りいたします。報告第1号ないし報告第3号について、いずれも承認すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木理恵君） 御異議なしと認めます。よって、報告第1号ないし報告第3号について、いずれも承認すべきものと決しました。

○議長（鈴木理恵君） 次に、日程第7、議案第1号、令和7年度大阪広域環境施設組合一般会計補正予算（第3号）、ないし日程第9、議案第3号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を一括して議題といたします。

○議長（鈴木理恵君） 理事者の説明を求めます。

松井事務局長。

（事務局長松井年徳君、答弁席へ）

○事務局長（松井年徳君） それでは、まず、議案第1号、令和7年度大阪広域環境施設組合一般会計補正予算（第3号）につきまして、御説明申し上げます。

令和7年度大阪広域環境施設組合一般会計補正予算（第3号）1ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額を、それぞれ5,718万3千円減額いたしまして、総額241億8,888万5千円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、次のページに記載しております。第1表歳入歳出予算補正を御覧いただきたいと存じます。

まず、2ページに記載しております歳入の補正額でございます。第1款分担金及び負担金、第1項分担金につ

きまして、7億5,253万円の減額を計上しております。

次に、第5款諸収入、第1項雑入につきましては、6億9,534万7千円の増額を計上しております。

以上によりまして、歳入合計で、5,718万3千円の減額となっております。

続きまして、3ページの歳出の補正額につきましては、第4款公債費、第1項公債費につきまして、5,718万3千円の減額を計上しております。

以上によりまして、歳出合計で、歳入と同額の5,718万3千円の減額となっております。

次に1ページに戻っていただきまして、第2条債務負担行為の補正でございます。

債務負担行為を追加するものでございまして、内容につきましては、4ページ第2表債務負担行為補正を御覧いただきたいと存じます。

物品・業務委託等総務事業につきまして、総務費の物品・業務委託に係る契約の追加に伴います債務負担行為の追加設定を行うものでありまして、期間は令和8年度で、限度額1,795万7千円を追加設定するものでございます。

続きまして、補正予算の概要につきまして、次のページでございます令和7年度大阪広域環境施設組合一般会計補正予算（第3号）に関する説明書によりまして、御説明申し上げます。

まず、歳入予算につきまして御説明申し上げます。6ページ、7ページを御覧いただきたいと存じます。

上段の第1款分担金及び負担金、第1項分担金、第1目分担金につきましては、発電収入の増と歳出の減などによりまして7億5,253万円の減額となっております。各構成団体の内訳につきましては、7ページにございますように大阪市が6億6,361万6千円、八尾市が4,500万9千円、松原市が2,038万2千円、守口市が2,352万3千円の減額となっております。

6ページ下段の第5款諸収入、第1項雑入、第1目廃棄物処理収入につきましては、受託焼却量の減によります工場受託焼却収入の減によりまして、1,919万1千円の減額、売電単価の上昇によります発電収入の増によりまして、7億1,453万8千円の増額、計6億9,534万7千円の増額となっております。

続きまして、歳出予算につきまして御説明申し上げます。10ページ、11ページを御覧いただきたいと存じます。

第4款公債費、第1項公債費、第2目利子につきましては、地方債の借入期間の変更等によります利子償還金の減によりまして、5,718万3千円の減額となっております。

続きまして、債務負担行為に関する調書につきまして御説明申し上げます。14ページ、15ページを御覧いただきたいと存じます。

新規提出分といたしまして、総務費の物品・業務委託に係る契約の追加に伴いまして、限度額1,795万7千円の追加設定をしております。

令和7年度大阪広域環境施設組合一般会計補正予算（第3号）に関する説明につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第2号、令和8年度大阪広域環境施設組合一般会計予算につきまして、御説明申し上げます。

令和8年度大阪広域環境施設組合一般会計予算書1ページを御覧いただきたいと存じます。

歳入歳出予算につきましては、第1条のとおり、歳入歳出の総額を308億7,248万1千円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきまして、次のページに記載しております第1表歳入歳出予算のとおりとするものでございます。

次に、第2条は、地方自治法第214条の規定による債務負担行為でございまして、具体的な内容につきましては、4ページの第2表債務負担行為を御覧いただきたいと存じます。

1行目から3行目の債務負担行為につきましては、年度当初から契約の履行を行う必要がある物品、業務委託、工事の契約において、入札執行年度の予算を0円とする債務負担行為、いわゆるゼロ債を設定し、旧年度中に契約を締結することで、入札時期の平準化及び、本組合からの適正な指示・事業者の準備期間の確保を目的としたものでございます。

それぞれの内容につきましては、物品・業務委託等総務事業としまして、総務費の物品・業務委託に係る契約で、1億3,480万8千円、物品・業務委託等廃棄物処理事業としまして、廃棄物処理費の物品・業務委託に係る契約で、32億7,794万円、廃棄物処理施設整備工事としまして、廃棄物処理施設の整備工事に係る契約で、26億6,659万円を計上しております。

次に、4行目、鶴見工場建替・運営委託事業でございますが、現在実施しております鶴見工場建替工事において、急激な賃金、物価の変動に対応する、いわゆるインフレスライド条項の適用に伴い、契約金額の変更が生じることにより、38億5,324万4千円の債務負担行為の追加を計上しております。

次に、5行目、最終処分場整備工事業ですが、北港処分地仮波除堤撤去に伴う整備工事のため債務負担行為の設定を行うものであり、期間を令和8年度から令和11年度とする債務負担行為を、26億円計上しております。

最後に、6行目、西淀工場基幹改良に伴う検討調査ですが、ごみ焼却工場整備・配置計画に基づき、西淀工場の基幹改良工事を実施するにあたり、令和8年度から発注支援業務を実施するため、期間を令和8年度から9年度とする債務負担行為を、3,148万円計上しております。

1ページに戻っていただきまして、次に、第3条は、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる組合債、いわゆる地方債でございますが、具体的な内容につきましては、4ページの第3表組合債を御覧いただきたいと存じます。

鶴見工場建替事業といたしまして、限度額62億3,750万円を、また、最終処分場整備工事業といたしまして、限度額7億2,000万円を、それぞれ起債するものがございますが、利率が年5%以内、償還期限を据置期間も含めまして30年以内とするものでございます。

恐縮ではございますが、再度、1ページに戻っていただきまして、次に、第4条でございますが、一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定により、借入れの最高額を10億円と定めるものでございます。

続きまして、予算の概要につきましては、令和8年度大阪広域環境施設組合一般会計予算に関する説明書によりまして、御説明申し上げます。

まず、歳入予算につきまして御説明させていただきます。6ページ、7ページを御覧いただきたいと存じます。

上段の第1款分担金及び負担金、第1項分担金、第1目分担金につきましては、184億3,376万9千円を計上しております。

分担金につきましては、組合規約に基づきまして、構成団体に御負担いただくものでございます。

負担割合につきましては、令和8年度の各構成団体のごみ処理計画量を基本に算出してございまして、その内訳につきましては、7ページにございますように大阪市が158億8,256万5千円、八尾市が11億7,291万2千円、松原市が5億8,113万8千円、守口市が7億9,715万4千円となっております。

6ページ下段の第2款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目使用料につきましては、大阪広域環境施設組合財産条例に基づきます自動販売機の設置料など、行政財産の目的外使用許可に伴う施設使用料といたしまして、1,020万3千円を計上しております。

8ページ、9ページを御覧いただきたいと存じます。

上段の第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目廃棄物処理国庫補助金につきましては、鶴見工場建替事業にかかる国庫補助金収入といたしまして、17億9,590万3千円を計上しております。

下段の第4款財産収入、第1項財産売払収入、第1目物品売払収入につきましては、焼却工場や破碎施設などにおいて発生いたします工事廃材などの物品売払代金としまして、1,283万3千円を計上しております。

10ページ、11ページを御覧いただきたいと存じます。

上段の第5款諸収入、第1項雑入、第1目廃棄物処理収入につきましては、ごみの焼却余熱による蒸気や破碎施設で回収しております金属の売却収入、門真市のごみ受入れに伴います受託焼却収入や各工場における余剰電力の売却収入といたしまして、35億9,112万5千円を計上しております。

その他の歳入といたしまして、第2目雑入としまして、7,114万8千円を計上しております。

下段の、第6款組合債、第1項組合債、第1目清掃債につきましては、冒頭、御説明させていただきまして、鶴見工場建替事業にかかる経費及び最終処分場整備工事業に係る経費に組合債の充当を考慮しております。それに係る起債収入としまして、69億5,750万円を計上しております。

歳入予算の概要につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出予算につきまして御説明させていただきます。14ページ、15ページを御覧いただきたいと存じます。

第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費につきましては、議員報酬及び議会運営に要する経費といたしまして、403万5千円を計上しております。

次に、16ページから19ページにかけて記載しております、第2款総務費、第1項総務費、第1目総務費につきましては、組合の総務管理に要する経費でございますので、16ページでございますように7億2,230万1千円を計上いたしております。

事業別としましては、17ページの説明1の総務職員費でございますが、総務管理に係る総務部職員の給料、諸手当等に要する経費としまして、3億3,760万円を計上しております。

また、説明2の総務管理でございますが、組合の管理運営事務に関する経費といたしまして、3億8,470万1千円を計上しております。

次に、20ページから25ページにかけて記載しております、第3款廃棄物処理費、第1項廃棄物処理費、第1目廃棄物処理費につきましては、焼却工場及び破碎施設の運営や維持管理、整備工事に要する経費や焼却残滓の埋立処分に要する経費、工場施設建設に要する経費及び廃棄物の中間処理技術の調査・研究に要する経費などでございますので、20ページでございますように278億6,461万8千円を計上しております。

事業別としましては、21ページの説明1の廃棄物処理職員費でございますけれども、焼却工場、破碎施設及び北港処分地の管理運営に携わる施設部職員の給料、諸手当等に要する経費といたしまして、39億7,322万8千円を計上しております。

説明2の廃棄物処理管理でございますが、施設部の管理運営事務に要する経費といたしまして、278万7千円を計上しております。

次に説明3の焼却処理でございますが、まず、項目1の焼却処理につきましては、焼却工場において、適正に廃棄物を処理するために必要となる薬品費等の消耗品費及び光熱水費などの需用費のほか、関係法令に基づく排ガス、排水等の測定経費や、各設備の保守点検費及び法定点検に係る検査手数料など、焼却工場を適正に運営、維持管理するために要する経費といたしまして、39億803万5千円を計上しております。

23ページの項目2の焼却工場管理につきましては、焼却工場の管理運営業務に要する経費といたしまして、1,712万4千円を計上しております。

項目3の既設工場整備につきましては、焼却炉を停止し、法令で義務付けられた法定点検を実施するとともに、各設備の機能回復や保全のための定期整備工事等に

要する経費といたしまして、67億9,620万1千円を計上しております。

項目4の工場施設建設につきましては、鶴見工場建替事業に要する経費といたしまして、97億3,120万5千円を計上しております。

これらを合わせまして、21ページの中段でございますように、説明3の焼却処理といたしまして、204億5,256万5千円を計上しております。

次に23ページの説明4の破碎処理でございますが、項目1の破碎処理につきましては、破碎施設の処理運営のための消耗品費や法定点検に係る検査手数料などに要する経費といたしまして、2,780万8千円を計上いたしております。

また、項目2の既設破碎施設整備につきましては、焼却工場と同じく、各設備の機能回復や保全のため、定期整備工事等を行う経費といたしまして、5億8,447万6千円を計上しております。

これらを合わせまして、説明4の破碎処理といたしまして、6億1,228万4千円を計上しております。

次に25ページの説明5の埋立処分でございますが、まず、項目1の北港処分地につきましては、焼却工場が発生します焼却残滓を各工場から北港処分地に運搬するための経費や北港処分地において焼却残滓を適正に埋立処分するために要する経費、最終処分場整備工事業に要する経費などといたしまして、11億6,948万8千円を計上しております。

項目2の大阪湾広域臨海環境整備センターにつきましては、いわゆるフェニックスセンターにおいて処分する焼却残滓の運搬や投棄処分に要する経費といたしまして、15億2,846万円を計上しております。

項目3の処分地造成につきましては、北港処分地の廃水浄化設備や凝集沈殿装置の整備費用、覆土用材に用いる山土の購入経費にかかる経費などといたしまして、1億1,979万2千円を計上しております。

これらを合わせまして、説明5の埋立処分といたしまして、28億1,774万円を計上しております。

次に、説明6の技術調査・研究でございますが、廃棄物の資源化及び中間処理技術の調査・研究に要する経費といたしまして、601万4千円を計上しております。

26ページ、27ページを御覧いただきたいと存じます。

上段の第4款公債費、第1項公債費、第1目元金につきましては、工場更新・建替事業費等に充当する組合債

の元金償還金といたしまして、20億3,498万2千円を、第2目利子につきましては、利子償還金といたしまして、2億3,654万5千円を、それぞれ計上しております。

下段の第5款予備費、第1項予備費、第1目予備費につきましては、1,000万円を計上しております。

以上が、歳出予算でございます。

続きまして、29ページ以降につきましては、給与費用細書を記載させていただいております。

30ページ、31ページにつきましては、監査委員など特別職の報酬でございます。

32ページから33ページにかけましては、一般職の給与費用細書でございます。給与につきましては、大阪市の給与制度に準じて御提案いたしております。

34ページ、35ページにつきましては、職員の給料及び職員手当の増減額の明細としまして、令和7年度予算との増減額の説明となっております。

また、36ページからの給料及び職員手当の状況につきましては、令和7年10月1日現在における給与等の状況を記載させていただいております。

次に48ページ、49ページにつきましては、債務負担行為に関する調書でございます。

令和8年度以降にわたるものについての調書でございますが、新規提出分といたしまして、先ほど御説明させていただきました、物品・業務委託等総務事業、物品・業務委託等廃棄物処理事業、廃棄物処理施設整備工事、鶴見工場建替・運転委託事業の追加分、最終処分場整備工事事業、西淀工場基幹改良に伴う検討調査を、また議決済分といたしまして、住之江工場更新・運営事業、鶴見工場建替・運転委託事業、既設工場整備事業、物品・業務委託等総務事業、物品・業務委託等廃棄物処理事業、廃棄物処理施設整備工事、西淀工場整備に伴う検討調査を記載しております。

なお、西淀工場以降のごみ焼却工場の整備・配置計画につきましては、現在、パブリックコメントの手続きを行っておりまして、環境施設組合の一般廃棄物処理基本計画（素案）の中でお示ししております。基本計画につきましては、令和8年3月中旬に公表予定としております。

最後に、52ページを御覧いただきたいと存じます。

組合債現在高調書でございますが、工場更新事業等に要する経費にかかる地方債の、令和6年度末現在高、令和7年度末現在高見込額、令和8年度中の増減見込及び

令和8年度末の現在高見込額を記載させていただいております。

令和8年度大阪広域環境施設組合一般会計予算に関する説明については、以上でございます。

続きまして、議案第3号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、御説明申し上げます。

本件は、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、1年につき1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しない形態の部分休業の請求に関し必要な事項を定めるとともに、部分休業の取得時間帯の制限を廃止するため、条例の一部を改正するものでございます。

以上、日程第7、議案第1号、令和7年度大阪広域環境施設組合一般会計補正予算（第3号）、ないし日程第9、議案第3号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について、御説明いたしました。

何とぞ御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

（事務局長松井年徳君、自席へ）

○議長（鈴木理恵君） これより質疑を行います。

○議長（鈴木理恵君） 今村直人君の質疑を許します。  
5番、今村直人君。

（5番今村直人君、発言席へ）

○5番（今村直人君） 大阪維新の会今村と申します。  
よろしく願いいたします。

現在、環境施設組合ではですね、一般廃棄物処理基本計画の改定にあたり、パブリックコメントを実施中と伺ってます。

まずですね、一般廃棄物処理基本計画についてお尋ねいたします。

○議長（鈴木理恵君） 理事者の答弁を許します。  
藤井施設部施設管理課長。

（施設部施設管理課長藤井良一君、答弁席へ）

○施設部施設管理課長（藤井良一君） お答えいたします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市町村や一部事務組合は、その区域内における一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないとされており、この計画が一般廃棄物処理基本計画でございます。

一般廃棄物処理基本計画には、一般廃棄物の発生量及び処理量の見込みや、一般廃棄物処理施設の整備に関す

る事項等を定めるとともに、関係する他の市町村の一般廃棄物処理基本計画と調和を保つよう努めるべきであることが規定されております。

このことから、当組合では、構成市である大阪市の一般廃棄物処理基本計画改定に併せて、一般廃棄物処理基本計画を改定することとしております。

なお、現在実施中のパブリックコメントの結果を踏まえ計画を改定し、公表する予定でございます。

以上でございます。

（施設部施設管理課長藤井良一君、自席へ）

○議長（鈴木理恵君） 5番、今村直人君。

○5番（今村直人君） 一般廃棄物処理基本計画につきましては、理解いたしました。

今回の基本計画改定と併せて、ごみ焼却工場の整備・配置計画の改定も行ったと伺っております。

基本計画の本編を拝見したところ、この整備・配置計画は、各構成市からですね、排出される一般廃棄物を将来にわたって安全かつ安定的に処理する体制を確保するために策定することとされております。

この整備・配置計画は、今後の環境施設組合における焼却工場の整備時期や手法を検討し、将来を見据えた安定処理体制の確保をめざすための極めて重要なですね、計画であると認識しております。

そこで、整備・配置計画の改定に至った経緯についてお尋ねいたします。

○議長（鈴木理恵君） 成瀬施設部建設企画課長。

（施設部建設企画課長成瀬新吾君、答弁席へ）

○施設部建設企画課長（成瀬新吾君） お答えいたします。

令和2年3月に現計画を策定して以降、5年が経過し、ごみ処理量の見通しや施設整備を取り巻く社会経済情勢が、現計画策定当時から大きく変化していることを踏まえ、整備・配置計画に係る課題を整理したところ、主に4つの課題が明らかになりました。

1点目は処理余力不足でございます。現在の大阪市一般廃棄物処理基本計画では、令和7年度のごみ処理量の目標を84万トンとしておりましたが、ごみ排出量は当初想定した減量ペースで推移しておらず、次期計画の目標達成時期は令和20年度となっております。

現計画どおりに、令和11年度から西淀工場と八尾工場を同時期に整備した場合、処理余力が不足し、安定処理に支障を来すおそれが見込まれる状況となっております。

す。

2点目は工場の老朽化であり、令和10年度末において4工場が供用開始から25年以上経過することとなります。各工場とも老朽化が進行し、故障停止が増加傾向にあることから、早期に建替え等の大規模整備が不可欠となっております。

3点目は、働き方改革等の影響による建替工期の長期化、4点目は、建設資材や人件費の高騰による建設費用の高騰でございます。

これらの課題に対応するため、整備・配置計画を見直すことといたしました。

以上でございます。

（施設部建設企画課長成瀬新吾君、自席へ）

○議長（鈴木理恵君） 5番、今村直人君。

○5番（今村直人君） 現在のごみ処理事業を取り巻く環境の変化により、様々な課題があり、現在の整備・配置計画を見直すこととなったとの御説明をいただきましたが、それでは、新しい計画は、具体的にどのように課題を解決することとしたのかをお尋ねいたします。

○議長（鈴木理恵君） 成瀬建設企画課長。

（施設部建設企画課長成瀬新吾君、答弁席へ）

○施設部建設企画課長（成瀬新吾君） お答えいたします。

課題解決への対応についてでございますが、計画見直しの最大のポイントといたしまして、これまで供用開始の古い順に工場の建替えを行ってまいりましたが、主要設備の大規模更新等を行う基幹改良工事を活用し、工場の延命化を図ることで、ライフサイクルコストを低減することといたしました。

また、必要な処理余力を確保するため、西淀工場と八尾工場の整備時期を重複させず、1工場ずつ整備してまいります。

そのうえで、建替えを計画していた西淀工場につきましては、基幹改良工事を実施することといたしました。

そのほか、八尾工場、舞洲工場、東淀工場の基幹改良工事を進め、4工場の健全化・延命化を図ってまいります。

早期に4工場を健全化することで焼却工場の故障停止リスクを低減させ、できる限り速やかに安定的なごみ処理体制を構築してまいります。

以上でございます。

（施設部建設企画課長成瀬新吾君、自席へ）

○議長（鈴木理恵君） 5番、今村直人君。

○5番（今村直人君） 先ほどもですね、述べましたが、整備・配置計画はですね、将来を見据えた安定処理体制を確保するうえでですね、極めて重要な計画であります。

今回の計画改定に当たってはですね、各構成市や環境施設組合のごみ処理をですね、取り巻く様々な環境が大きく変化しており、大阪市のごみ減量計画見直しやですね、建設費用の急騰など、多岐にわたる課題が生じております。

これらの課題に対応すべく、新たな整備・配置計画について詳しく確認させていただきましたが、構成市のごみ処理を円滑に安定して実施することができるよう、計画に基づき着実に焼却工場の整備を実施していただきたいと思っております。

またですね、工場の延命化によるライフサイクルコストの低減は、構成市の財政負担軽減の観点からも、意義あるものと考えます。

高度成長期以降、集中的に整備された社会インフラが、今後一斉に高齢化を迎える中、計画的な長寿命化の推進が全国的な課題となっております。

ごみ焼却工場に限らず、道路や上下水道など、社会インフラについても、延命化によりライフサイクルコストを低減し、効率的な更新整備を進める考え方は、国の示す基本的な考え方とも整合するものだと考えております。

循環型社会を将来世代につなぐ安全で安定したごみの適正処理という基本理念の下、子や孫といったですね、将来世代へきちんとバトンをつなぐことができるよう、環境施設組合としても適切に取り組むことを要望するとともにですね、引き続き、組合議員として循環型社会の形成をめざし、ごみ減量の推移等を注視しつつ、議会としての役割を果たしながら、構成市のごみを円滑かつ安定的に処理できる体制整備について、確認していきたいと思っております。

これで私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

（5番今村直人君、自席へ）

○議長（鈴木理恵君） 次に、今田信行君の質疑を許します。

8番、今田信行君。

（8番今田信行君、発言席へ）

○8番（今田信行君） 公明党の今田です。よろしくお願ひします。

私からはですね、住民の皆さん、また、ごみ処理に関わるそういった会社の皆さんからちょっとお声をいただいているので、確認も含めてですね、対応策をしっかりと進めていただきたいというふうに思っておりますので、そういった観点から質疑させていただきます。

焼却工場付近においてですね、ごみを収集し工場へ搬入する車両の待機によってですね、住民からエンジン音がうるさいなどの苦情がですね、届いていると聞いております。

そういった苦情に対してですね、環境施設組合ではどのように対応を取っているのかお伺ひします。

○議長（鈴木理恵君） 理事者の答弁を許します。

藤井施設管理課長。

（施設部施設管理課長藤井良一君、答弁席へ）

○施設部施設管理課長（藤井良一君） お答えいたします。

焼却工場において、搬入受入開始前に到着し場内搬入路で待機する車両が見受けられ、場内外を通行する車両の妨げや搬入者間のトラブルなど、円滑な事業運営に支障を来す事態が発生しております。

また、過去には待機車両が工場敷地外において一般道路を塞ぐ事例が発生することもあり、近隣住民の方々等から苦情が寄せられた事案もございます。

このため、従前より搬入受入開始前の車両待機は行わないこととしており、工場敷地内には受入開始前の搬入車両の待機場所は設けておりません。

これらのことから、許可業者には、各工場での円滑な搬入を確保するため、受入開始後に工場に到着するなど、工場敷地内及び工場周辺での搬入時間の調整等の車両待機を行わないように対策を講じるよう、大阪市環境局一般廃棄物指導課より、焼却工場における搬入受入開始前の車両待機の自粛について通知いただいております。

以上でございます。

（施設部施設管理課長藤井良一君、自席へ）

○議長（鈴木理恵君） 8番、今田信行君。

○8番（今田信行君） 待機車両が発生しないように、焼却工場における搬入受入開始前の車両待機の自粛について通知しているということでもあります。通知だけですので、なかなか対策難しいのかなと、そういった中で調

べてるとですね、原因はやはりスムーズな搬入を妨げる搬入停止時間と、区分の境目の時間にあるというふうに考えております。

焼却工場に搬入する際に、なぜ搬入停止時間が必要なのか、また、搬入停止時間が何時から何時までであるのかをお伺いします。

併せてですね、許可業者にはですね、工場ごとや昼間と夜間に区分された搬入回数が割り当てられているというふうに聞いておりますが、なぜそのような区分に分けているのか併せてお伺いします。

○議長（鈴木理恵君） 藤井施設管理課長。

（施設部施設管理課長藤井良一君、答弁席へ）

○施設部施設管理課長（藤井良一君） お答えいたします。

焼却工場における搬入停止時間は、12時から13時、16時から17時、23時から翌1時で、1日当たり延べ4時間のほか、日曜日の13時から16時としております。

この時間帯は、受入開始時、ごみの搬入に支障が生じないように、ごみクレーンにより搬入されたごみを移動させる積替作業に充てております。

そのほか、プラットホームの安全確認や清掃作業、ごみを安定燃焼するためのごみの攪拌作業、クレーン設備など受入設備の点検・整備などを実施しております。

これらの作業は、安定的かつ継続的にごみを受け入れるために欠かせない重要な作業でございます。

また、職員の休憩時間にも充てており、特に長時間労働となる夜間勤務においては、搬入の無い時間帯に休憩時間を取得させ、搬入時間帯には切れ目なく搬入物検査を実施する体制としております。

次に、工場ごとや昼夜間の区分についてでございますが、当組合では6箇所の焼却工場でごみの処理を行っております。

焼却工場では、年に1回、1炉でおおむね1か月程度、工場を停止して定期整備工事を実施する必要があります。搬入への影響を極力少なくするために、6工場の定期整備期間が重複しないよう、1年間の定期整備計画を策定し、計画的に実施しております。

また、焼却工場では、搬入されたごみは受入れピットで一旦貯留しています。各工場の受入れピットの容量は物理的な限界がございます。同じ焼却工場に搬入が集中してしまうと、受入れピットの容量を超えることになり、受入れが不可能となってしまいます。

これらのことから、工場ごとや昼夜間の区分を設けて搬入量の調整を行っております。

以上でございます。

（施設部施設管理課長藤井良一君、自席へ）

○議長（鈴木理恵君） 8番、今田信行君。

○8番（今田信行君） 様々なですね、事情があることが分かりました。

搬入停止時間があつてですね、また、昼間と夜間の区分がされているということですが、そういった中でやはり実際に苦情があつてですね、住民生活への妨げになっている現状も現実でありますので、やはり原因は、スムーズな搬入を妨げる停止時間と区分の境目にあると考えております。

そこでですね、焼却工場の工夫ですね、また、DX等を使ってですね、デジタル技術の活用によって改善すべきと考えておりますけれどもいかがでしょうか。

○議長（鈴木理恵君） 藤井施設管理課長。

（施設部施設管理課長藤井良一君、答弁席へ）

○施設部施設管理課長（藤井良一君） お答えいたします。

近年、運転監視技術の高度化や省力化を目的として、DXやAIなどデジタル技術の導入が進められており、遠隔操作による運転監視システムの導入事例も複数見受けられます。

当組合としましても、AIを活用した制御技術高度化に係る実証事業を官民連携で実施しており、その中で、車両輻輳対策にも取り組んでいるところでございます。

一方で、運転監視技術等の高度化・省力化が期待されているものの、ごみの性状が不安定であるといった特性もあり、現時点では実証段階にあるものも多く、社会実装に向けては、なお道半ばの状況であると認識しております。

今後も、技術の動向や他都市事例などを注視しつつ、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

（施設部施設管理課長藤井良一君、自席へ）

○議長（鈴木理恵君） 8番、今田信行君。

○8番（今田信行君） DXやAIなどはですね、もう本当に日進月歩でありますので、道半ばということですが、本当にそういった技術を最大限生かして、こういった苦情が出ないような対策を進めていただくように要望しておきます。

次にですね、焼却工場の配置についてお聞きます。

先ほども、配置計画等の見直し等もありましたけれども、許可業者がですね、ごみを収集し工場へ向かうときにですね、1時間以上かけて搬入することもあるというふうに伺いました。焼却工場のオーバーホール中のときはですね、他の工場への搬入となり、さらに長距離を走ることもあるということをお伺いしております。

ごみの減量は進んでもですね、そのごみを収集する作業で長距離を走り排ガス量が増えればですね、やはり環境に非常に良くないというふうにも考えますし、先ほどごみの減量も思うように進んでいないということもありましたので、そういったことを考慮するとですね、課題は大きくあるというふうに思っております。働き手が足りない昨今の状況を考えてもですね、工場の数が足りているのか、適正配置がされているのかというふうな部分には疑問を感じております。

現在の施設組合の工場の配置について、適正なのかどうかをお伺いいたします。

○議長（鈴木理恵君） 成瀬建設企画課長。

（施設部建設企画課長成瀬新吾君、答弁席へ）

○施設部建設企画課長（成瀬新吾君） お答えいたします。

焼却工場の処理能力につきましては、構成市から発生するごみ量を基に、季節変動によるごみ量の増加、工場の整備や突発的な故障時などに、ごみ処理に支障を来さないようにするため、おおむね10%程度の余力を設定しております。

また、工場の配置でございますが、環境施設組合では既存6工場稼働体制、1工場建替中であり、市内の西側に西淀工場、舞洲工場、南側に住之江工場、平野工場、東側に八尾工場、現在建替中の鶴見工場、北側に東淀工場と、エリア全域に分散して配置しております。

こうしたことから、工場の整備中などで、ごみの発生場所から搬入工場までの距離が遠くなる場合もあると思っておりますが、適正な処理能力と配置になっていると考えております。

以上でございます。

（施設部建設企画課長成瀬新吾君、自席へ）

○議長（鈴木理恵君） 8番、今田信行君。

○8番（今田信行君） ごみの発生量に見合った処理能力になっているが、ごみの発生場所から搬入工場までの距離が遠くなる場合もあるということでもあります。

そういったことを考えるとですね、先ほども申し上げましたけれども、やはり環境面も考える必要がありますし、また、そういったことによつてですね、一部の工場に集中し、また、待機するような状況も生まれてくるということを考えれば、しっかり対策を進めていただきたいというふうに思いますので、今後ですね、しっかりとDX含め様々な工夫を考えてですね、対策を進めるよう要望し、私の質疑を終わります。

（8番今田信行君、自席へ）

○議長（鈴木理恵君） 次に、土岐恭生君の質疑を許します。

9番、土岐恭生君。

（9番土岐恭生君、発言席へ）

○9番（土岐恭生君） 公明党の土岐でございます。よろしくお願ひします。

私の方からは簡単にですね、2、3確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、先ほどですね、令和8年度の環境施設組合全体の予算についての説明がありました。

私の方からは、その中でですね、現在建替工事がある鶴見工場についてお伺いしたいと思います。

まず、令和8年度の鶴見工場の予算と前年度令和7年の予算との差異についてお伺いします。

○議長（鈴木理恵君） 理事者の答弁を許します。

竹中施設部工場建設担当課長。

（施設部工場建設担当課長竹中一純君、答弁席へ）

○施設部工場建設担当課長（竹中一純君） お答えいたします。

令和8年度の鶴見工場建替事業の歳出予算でございますが、全体額は97億183万円でございます。令和7年度当初予算と比較して、約49億円増加しております。

主な歳出予算の増加理由といたしましては、令和8年度から、本格的に建物の新築工事に着手することによるものでございます。

以上でございます。

（施設部工場建設担当課長竹中一純君、自席へ）

○議長（鈴木理恵君） 9番、土岐恭生君。

○9番（土岐恭生君） この差異については、令和8年度から本格的に建物の新築工事に着手するというようなことであります。

それでは、この鶴見工場の建替事業についてですね、現在の進捗状況、そして今後の計画についてお聞きしま

す。

○議長（鈴木理恵君） 竹中工場建設担当課長。

（施設部工場建設担当課長竹中一純君、答弁席へ）

○施設部工場建設担当課長（竹中一純君） お答えいたします。

鶴見工場建替事業でございますが、令和5年2月に契約を行い、現在は既存建物の解体工事が完了し、基礎工事等を行っているところでございます。

今後の計画でございますが、令和8年度から建物の新築工事を進めてまいります。その後は、約2年間をかけて、プラント設備工事等を行う予定でございます。

建替事業は、計画どおり進捗いたしております。

以上でございます。

（施設部工場建設担当課長竹中一純君、自席へ）

○議長（鈴木理恵君） 9番、土岐恭生君。

○9番（土岐恭生君） 計画どおりに工事が進捗しているというようなことでありました。

これはちょっと先になりますけれども、事業が進んで、竣工した後のことをちょっと確認させていただきたいと思いますが、やはりこの鶴見工場の周辺の環境ですね、環境の配慮、こういったことに対して、具体的にどのような対応を考えておられるのか、周辺に住宅もありますし、民家等そういったものもありますから、周辺の環境配慮、これをどういうふう考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木理恵君） 竹中工場建設担当課長。

（施設部工場建設担当課長竹中一純君、答弁席へ）

○施設部工場建設担当課長（竹中一純君） お答えいたします。

鶴見工場周辺の環境への配慮でございますが、鶴見工場敷地南側の住宅地に対しまして、圧迫感を緩和するために、可能な限り北側に焼却炉等のごみ焼却設備を格納する工場棟を配置しまして、管理棟を南側に配置する計画としております。

加えて、工場敷地の外周部分には緑地等を配置することで、景観にも配慮するとともに、周辺からごみ収集車や工場建物を視界から遮ることで、周辺にお住まいの方への圧迫感を軽減する計画としております。

また、鶴見工場への見学者など一般来訪者の方が、ごみ搬入の車両動線を横切ることが無いように、安全性に配慮した計画としております。

環境へ与える負荷の低減についてでございますが、当

組で最も厳しい住之江工場の公害防止管理値と同じ管理値をクリアする排ガス処理設備を設置いたします。

こうした取組みを通じて、周辺にお住まいの皆様安心していただける施設となるよう、引き続き安全かつ丁寧に事業を進めてまいります。

以上でございます。

（施設部工場建設担当課長竹中一純君、自席へ）

○議長（鈴木理恵君） 9番、土岐恭生君。

○9番（土岐恭生君） 以上で終了いたします。

（9番土岐恭生君、自席へ）

○議長（鈴木理恵君） 次に、荒木肇君の質疑を許します。

11番、荒木肇君。

（11番荒木肇君、発言席へ）

○11番（荒木肇君） 自民党市民クラブの荒木でございます。私のほうからですね、数点ちょっとお尋ねしてまいりたいと考えております。

質疑の中身といいますか、先ほどの今田議員と質問がかぶる部分があるんですけども、まず焼却工場の処理能力とか、あるいはですね、勤務体制並びに運営体制ですね、この辺の中身について、基本的なことですけどもこの中身について、まず確認をさせていただきます。

○議長（鈴木理恵君） 理事者の答弁を許します。

藤井施設管理課長。

（施設部施設管理課長藤井良一君、答弁席へ）

○施設部施設管理課長（藤井良一君） お答えいたします。

現在稼働中の6工場の処理能力につきましては、西淀及び八尾工場が1日あたり600トン、舞洲及び平野工場が1日当たり900トン、東淀及び住之江工場が1日当たり400トンとなっており、合計で1日当たり3,800トンでございます。

また、令和7年度のごみ処理計画量は、103.4万トンで、1日あたりに割り戻すと、2,830トンでございます。

次に、勤務体制でございますが、焼却工場では技能職員55名程度を配置しており、一班あたり10名の運転担当4班と、設備の補修整備等を行う技術整備担当で構成しております。

焼却工場は24時間連続運転しているため、運転班は4班2交代制により、切れ目なく運転・監視を行っております。

なお、搬入物検査業務に従事する職員は運転班に3名を配置しております。

次に、運営体制でございますが、現在稼働している6工場のうち5工場は直営で運営しております。

令和5年から供用開始した住之江工場につきましては、建設から運営までを一括して民間事業者へ委託するDBO方式で事業を行っております。

新鶴見工場につきましては、運転の計画や整備工事等の発注、監督・検査業務等は、引き続き当組合職員が行い、日々の運転監視や、点検等の業務を民間事業者へ委託する方式を採用いたします。

以上でございます。

（施設部施設管理課長藤井良一君、自席へ）

○議長（鈴木理恵君） 11番、荒木肇君。

○11番（荒木肇君） ありがとうございます。

今、焼却工場ですね、処理能力とか運営体制についてお尋ねしてまいったんですが、次はこの焼却工場への搬入について、この点についてですね、お尋ねしてまいりたいというふうに考えております。

大阪市は収集されているごみの量の約6割を事業系のごみで占められるというふうに聞いております。

市の許可業者がこれ収集されているというふうにお聞きしておるんですけども、先ほど今田議員からも同じような中身、御質問があったんですけども、これまでいろいろとですね、市会でも議論があったかというふうに聞いております。

搬入停止時間があつたりですね、あるいは我々が聞いておりますのは、環境局の直営車両についてはですね、日々の交通事情によって、午前中に収集されているので、昼からの業務体制について支障がないようにということで、いろいろと配慮がされているというふうに聞いております。

その時ですね、我々が聞いておりますのは、いわゆる家庭系のごみを収集することに対して支障がでないように、いわゆる直営車両については特段の取扱いをしているというような表現でもって、その体制、対応をですね、お聞きしておるんですけども、この場合ですね、搬入停止時間においてもですね、直営車両、いわゆる遅れて入ってこられたりとか、様々な状況があるかとは思いますが、一般的にそうすれば、いわゆる民間の許可事業者の車ですね、搬入の車、それはどのように取り扱っておられるのか、一般的な方法についてお尋

ねをいたします。

○議長（鈴木理恵君） 藤井施設管理課長。

（施設部施設管理課長藤井良一君、答弁席へ）

○施設部施設管理課長（藤井良一君） お答えいたします。

搬入停止時間は、安定的かつ継続的にごみを受け入れるため、欠かせない時間と考えております。

一時的にごみの排出量が増える時期などにおいては、交通事情等により焼却工場の搬入時間帯に間に合わない場合もあることから、許可業者についても、特段の取扱いとして、その時々状況を踏まえ、必要な対応を必要範囲で対応しているところでございます。

以上でございます。

（施設部施設管理課長藤井良一君、自席へ）

○議長（鈴木理恵君） 11番、荒木肇君。

○11番（荒木肇君） ありがとうございます。

今、いわゆる許可業者に対してもですね、特段の取扱いをされているというふうに、御答弁いただいているんですけども、なんちゅうんですかね、実際搬入されているとき、いわゆる直営の車については、いわゆる昼の休憩時間であっても、非常に配慮がされているというふうに我々聞き及んでおります。

反対に、いわゆる許可業者に対しては、停止時間、いわゆる休憩時間中は搬入できない、基本的には搬入させないというような取扱いになっているというふうに聞いておるんですけども、何故そこで、いわゆる直営、職員が回収した車は搬入できるけれども、民間事業者の車は搬入できないのか、そこの取扱いが、そこに何と云うんですか、差異を設けておられる、対応が違うというのは、どういう理屈から、理由からなのかをお尋ねしたいのですが。

○議長（鈴木理恵君） 松井事務局長。

（事務局長松井年徳君、答弁席へ）

○事務局長（松井年徳君） お答えいたします。

ただいま担当課長から答弁しましたとおり、搬入停止時間は、我々ごみの搬入に支障が生じないよう、安定的かつ継続的にごみを受け入れるために欠かせないものという認識でありまして、当組合の工場事業運営上、必要不可欠なものであるというふうに考えております。

特に昼の時間帯は、午後からのごみの受入れのため、積替作業と安全確認を行うため必要な時間でございます。

なお、一時的にですね、ごみの排出量が増える時間や道路の混み具合等により、搬入時間の遅れなどが生じた場合などについては、直営車両、許可業者問わず、その時々々の状況を踏まえ、特段の取扱いを行ってきたところでございます。

今後も、搬入停止時間の考え方を基本としつつ、ごみの搬入及び当組合の事業運営が円滑になるよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

（事務局長松井年徳君、自席へ）

○議長（鈴木理恵君） 11番、荒木肇君。

○11番（荒木肇君） ありがとうございます。

今、直営車両もいわゆる許可業者も、いわゆる問わず、特段の配慮をしているという御答弁でしたけれども、再度確認させていただきます。

許可業者も直営車両と同等の取扱いをされるというふうに理解していいのかわかるか、同じ取扱いをするのかしないのか、その点について再度お尋ねいたします。

○議長（鈴木理恵君） 管理者職務代理者大松副管理者。

（管理者職務代理者副管理者大松桂右君、答弁席へ）

○管理者職務代理者副管理者（大松桂右君） 許可業者の皆様が、昼夜を問わず収集業務に従事されていることにより、大阪のまちの環境衛生や美化が保たれていることについては、十分認識をしております。

理事者からの答弁にもあったとおり、搬入停止時間は、安全管理や受入れのための作業に充てるなど、必要な時間となっておりますので、御理解をいただきたく存じます。

今後も、ごみ処理事業を取り巻く周辺状況を踏まえ、当組合としての基本的な考えの下、ごみ処理事業が滞ることのないよう、直営車両、許可業者問わず、適切に対応していきたいと考えております。

（管理者職務代理者副管理者大松桂右君、自席へ）

○議長（鈴木理恵君） 11番、荒木肇君。

○11番（荒木肇君） 大松副管理者、八尾市長ですね、すみません、御答弁いただいてありがとうございます。

本来であれば大阪市長に御答弁いただくつもりで当初から考えておったんですが、今御不在ということですので、再度確認したいんですが、これはもう局長で結構ですけれども、今副管理者のほうから御答弁で、直営車両も許可業者も問わず適切にと、御答弁いただいたんです

けれども、これはいわゆる、先ほどもお尋ねしたんですけれども、同等の取扱いをされる、同じようないわゆる対応をされるという理解でいいのかわかるか、それはもう事務局長の方にお尋ねしておきます。

○議長（鈴木理恵君） 松井事務局長。

（事務局長松井年徳君、答弁席へ）

○事務局長（松井年徳君） お答えいたします。

同等というか、差別をしているかということではなしにですね、我々日々ですね、工場の状況をそれぞれ確認しながらやっていますので、繰り返しにはなりますけれども、搬入停止時間についてはですね、まず安全確認や受入準備のために工場にとっては必要不可欠ということでもありますので、それで日々の搬入の取扱いにつきましてはですね、日々の状況とか周辺状況を踏まえてですね、適切に対応していく、これからもしていくということでございます。

以上でございます。

（事務局長松井年徳君、自席へ）

○議長（鈴木理恵君） 11番、荒木肇君。

○11番（荒木肇君） すいません。

お尋ねしたことが十分お答えいただけてないのかなと、確認をさせていただいているんで、要はマルかペケか、どうなのかわかるかをお答えいただいたらいいんで、今の答弁、適切に対応されているのは分かっていますし、もうひとつ大事なことは、いわゆる停止時間が必要だということは十分理解しています。

それ理解したうえで、何故分けるのか、そこに何が、何か根拠があるのかどうか、理屈があるのかどうか、それをお尋ねしてるんで、その点についてお答えいただきたいんです。

ほかの先生方にもたぶん質問の趣旨は伝わっていると思うんですが、お答えいただいている中身が聞いている中身とは違うと思いますんで、再度局長で結構ですでお答えいただけますか。

○議長（鈴木理恵君） 松井事務局長。

（事務局長松井年徳君、答弁席へ）

○事務局長（松井年徳君） お答えいたします。

搬入時間、扱いがですね、同等であるかということにつきましてはですね、時間というのは、昼の時間ですと12時から13時まで、そこは我々車両に対して差異なくですね、お願いをしてるところでございます。

ただ、状況によってですね、直営車両もおれば許可業

者も12時過ぎになってくるというような状況もありますので、その状況に応じてですね、我々采配してですね、入れてるというような状況でございます。

よろしく申し上げます。

（事務局局長松井年徳君、自席へ）

○議長（鈴木理恵君） 11番、荒木肇君。

○11番（荒木肇君） お答えいただいている中身がお聞きしてる中身とは違うのかな、齟齬があるのかなとは思っておるんですけども、余りしつこく何度も同じこと聞くのも失礼かと思えますんで、今日の場合は、これで質疑は留め置きたいというふうに思っておりますし、また搬入に関わりましては、いわゆる市環境局の話かなと思えますんで、予算市会の場合でもって、その点についてはお尋ねしてまいります。

ただ、今御答弁でも、適切に、問わず、というふうにお答えいただいているんで、それを普通に理解したら差はつかないということかなと思うんですが、はっきりそれはお答えいただけてないということでもよろしいんですよ。もう別に答弁は結構ですけども。

いずれしてもですね、なぜ、まず一つは停止時間が必要というのはもう理解してます。ですから昼の1時間がやはり業務を円滑に進むためには必要なというふうに理解してますんで、それは結構なんですけども、直営の車と民間の車がなぜそこで差をつけられてるかが、お答えいただいている中身では理解できない、自分の能力ではちょっと理解できないんで、それが分かるようにお答えいただきたいなと思っております。

ですから言い換えれば基本計画というか、清掃工場そのものが、いわゆる焼却工場ですね、すいません、焼却工場が足りないかもしれないし、能力的に、いわゆる不足が出てるんであれば、何らかの対応をお考えになるべきだと思いますし、他都市がどういう形、体制で、勤務体制ですね、されてるのか、それもやはり調査研究された上で、対応を今後はですね、御検討いただきたいということを要望して、一応今日は終わっておきます。

ありがとうございました。

（11番荒木肇君、自席へ）

○議長（鈴木理恵君） 次に、井上浩君の質疑を許します。

14番、井上浩君。

（14番井上浩君、発言席へ）

○15番（井上浩君） 日本共産党の井上でございます。

令和8年度予算案において、職員数は前年度と同数としておられますが、これはどのような要因によるものか、まずお尋ねをいたします。

○議長（鈴木理恵君） 理事者の答弁を許します。

道上総務部総務課長。

（総務部総務課長道上竜太郎君、答弁席へ）

○総務部総務課長（道上竜太郎君） お答えいたします。

令和8年度の職員数につきましては、令和7年度末の早期退職等により、10名程度が減少することとなりますが、新規職員の採用による増加もあり、合計では令和7年度と同数となっております。

以上でございます。

（総務部総務課長道上竜太郎君、自席へ）

○議長（鈴木理恵君） 14番、井上浩君。

○14番（井上浩君） 私はごみ焼却工場の安定稼働の確保推進という点から、その基盤を揺るがすような職員の削減、あるいは退職不補充ということがあってはならないということ、本議会において繰り返し指摘してまいりました。

災害廃棄物処理事業は、市民にとってなくてはならない重要な事業であり、環境施設組合職員の皆さんは、社会インフラの維持に必要な不可欠なエッセンシャルワーカーとして使命感を持ち、日々業務に取り組んでおられます。

そうした姿が公共、行政への信頼につながっているものと認識をしております。公共がすべきことは、公共が責任を持つと、そのことによってこそ、住民サービスが行き届き、市民の安全安心が守られるのではないかと認識をしております。

昨今各地で多発する豪雨災害や、台風、また地震などがあつたときは、迅速に災害廃棄物の処理を行うことが求められます。

甚大な被害をもたらした台風21号の際や、コロナ禍にあつても、ごみ処理事業は市民生活になくてはならない、社会基盤としての役割を担ったことは記憶に新しいところであります。

ごみ焼却工場の運営維持管理については、ごみを適正に処理するだけでなく、余熱利用、エネルギー回収とともに、環境負荷の低減に至るまで、高度な運転技術と設備故障の未然防止、事故発生時の迅速な対応など、工場の安定稼働を支える運転管理能力が必要であり、それ

らは長い経験と知識の積み重ねにより習得できるものとお聞きしております。

そのような技術の継承や技術水準の確保は非常に重要であり、新規採用の凍結、退職者不補充による人員削減の方針の下では、組織の活性化はもとより、技術水準の維持が困難であるということを繰り返し指摘してきたところであります。

そうした中、運転業務等に従事する技能職員の新規採用が、ようやく令和5年度から再開をされる運びとなりました。

引き続き、これまで培った技術力を継承し、安全で安定したごみ処理を担うために必要な職員の採用と育成に努めていただくことをお願いしたいと思います。

○議長（鈴木理恵君） 14番、井上浩君。

○14番（井上浩君） 次に、鶴見工場の建替事業についてですが、現在の進捗状況と今後の計画についてお尋ねいたします。

○議長（鈴木理恵君） 竹中工場建設担当課長。

（施設部工場建設担当課長竹中一純君、答弁席へ）

○施設部工場建設担当課長（竹中一純君） お答えいたします。

鶴見工場建替事業でございますが、令和5年2月に契約を行い、現在は既存建物の解体が完了し、基礎工事等を行っているところでございます。

今後の計画でございますが、令和8年度から建物の新築工事を進めてまいります。その後は、約2年間かけまして、プラント設備工事等を行う予定でございます。

建替事業は、計画どおり進捗いたしております。

以上でございます。

（施設部工場建設担当課長竹中一純君、自席へ）

○議長（鈴木理恵君） 14番、井上浩君。

○14番（井上浩君） 鶴見工場で採用される運転業務委託は、住之江工場のように一括して民間事業者に委託するDBO方式とは異なり、工場の運転計画の策定や、プラント設備の整備計画の立案、定期整備工事等の発注、監督・検査業務等は引き続き組合職員が行い、技能職員が行っている日常の運転監視や、点検等の業務のみを民間事業者に委託する方式ということであります。

鶴見工場については、住之江のようなDBO方式とは異なるとはいえ、運営形態については基本的に全て組合直営で責任を持って行うべきという我々の立場に変わりはありません。

したがいまして、事業全体について、公共の役割がしっかり果たされているか、ここが一番重要な点でございますので、今後の取組状況を注視して、問題点があれば都度指摘をしてみたいと思います。

以上で終わります。

（14番井上浩君、自席へ）

○議長（鈴木理恵君） これをもって、質疑を終結いたします。

○議長（鈴木理恵君） これより採決に入ります。

議案第1号ないし議案第3号について、一括して採決いたします。

○議長（鈴木理恵君） お諮りいたします。議案第1号ないし議案第3号について、いずれも原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木理恵君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号ないし議案第3号について、いずれも原案どおり可決されました。

○議長（鈴木理恵君） 次に、日程第10、議案第4号、アンモニア水の取得についてを議題といたします。

○議長（鈴木理恵君） 理事者の説明を求めます。

松井事務局長。

（事務局長松井年徳君、答弁席へ）

○事務局長（松井年徳君） それでは、議案第4号、アンモニア水の取得について御説明申し上げます。

本件は、焼却工場の運営において発生する排ガス中の有害物質を除去するために必要な工業薬品である、アンモニア水を購入するものでございます。

予定価格が7千万円以上となりましたため、大阪広域環境施設組合財産条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、日程第10、議案第4号、アンモニア水の取得について御説明いたしました。

何とぞよろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

（事務局長松井年徳君、自席へ）

○議長（鈴木理恵君） これより採決に入ります。

議案第4号について、採決いたします。

○議長（鈴木理恵君） お諮りいたします。議案第4号について、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木理恵君） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案どおり可決されました。

○議長（鈴木理恵君） 次に、日程第11、議案第5号、公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

○議長（鈴木理恵君） 理事者の説明を求めます。  
松井事務局長。

（事務局長松井年徳君、答弁席へ）

○事務局長（松井年徳君） それでは、議案第5号、公平委員会委員の選任について御説明申し上げます。

公平委員会委員吉田之計氏の任期が、来る令和8年3月31日をもって満了しますので、その後任につきまして、吉田之計氏を再び選任いたしたいと存じます。

同氏の経歴につきましては、お手元配付の略歴のとおりでございます。人格・識見ともに優れ、本組合の公平委員会委員として適任と存じます。

以上、議案第5号、公平委員会委員の選任について御説明いたしました。

何とぞよろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

（事務局長松井年徳君、自席へ）

○議長（鈴木理恵君） これより採決に入ります。

議案第5号について、採決いたします。

○議長（鈴木理恵君） お諮りいたします。議案第5号について、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木理恵君） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は、これに同意することに決しました。

閉 議

○議長（鈴木理恵君） 本日の日程は以上で終了いたしました。

閉 会

○議長（鈴木理恵君） 本定例会はこれをもって閉会いたします。

午後4時49分閉会

大阪広域環境施設組合議会議長

鈴木 理恵

大阪広域環境施設組合議会議員

片山 一步

大阪広域環境施設組合議会議員

上田 智隆

○大阪広域環境施設組合議会（定例会）会議録（令和8年2月5日）（終）